

災害時安否確認の情報提供に関する協定書

流山市（以下「甲」という。）と流山市訪問看護ステーション連絡会（以下「乙」という。）は、流山市内で災害が発生した場合における流山市内のサービス利用者の安否情報の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、第2条の各号に定める災害等が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う流山市内のサービス利用者の安否確認を円滑に実施することを通じて、防ぎ得る災害関連死と二次健康被害の最小化を目的とする。

（安否情報の提供）

第2条 乙は、次の各号に掲げる災害等が発生した場合に、甲からの要請の有無にかかわらず、乙に加入する各事業者（以下「事業者」という。）が自らの安全を確保したうえで、流山市内のサービス利用者の安否について確認した場合に、確認できた安否情報の内容をできる限り速やかに甲に対して提供する。

（1）流山市内で震度6強以上の地震が発生した場合

（2）避難指示が発令された風水害が発生した場合

（3）地震または風水害によらず、電気、ガス、水道等のライフラインが長時間停止した場合またはその恐れがある場合

（4）その他避難を要する場合

2 提供の内容は、原則として、流山市内のサービス利用者の次に掲げる事項に関するものとする。

（1）氏名

（2）住所

（3）生年月日

（4）居場所（居宅または避難所等）

（5）身体等の状況、その他避難支援を要する状況

3 甲の情報提供先は流山市役所健康福祉部介護支援課とし、電子データによる提供を原則とする。ただし、災害により、電子データによる情報提供ができない場合には、ファクシミリ等の通信手段によることができる。なお、災害により電子データによる提供ができない場合には、情報提供先に紙様式にて直接提出することを妨げない。

4 甲は、事業者から提供された安否情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（訓練の参加）

第3条 甲及び乙は、大規模な災害に備えて、災害対策の基本的知識の習得のほか、防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。また、平常時からの備えを高めるために、個別避難計画の作成を推進するものとする。

(費用負担)

第4条 事業者が甲に対して情報提供すること及び訓練の参加に要する費用は事業者の負担とする。

(免責)

第5条 乙は、第2条の規定による協力した場合及び協力できなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙の双方がそれぞれ誠意をもって協議するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとみなし、以後この例による。

(雑則)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名捺印し、双方各1通を保有する。

令和 8 年 2 月 13 日

甲 流山市
流山市長

井崎 義治



乙 流山市訪問看護ステーション連絡会
会長

石井 智枝

